

条 例 見 直 し 調 書

		作 成 年 度	平成21年度
条 例 名	神奈川県立の高等職業技術校等に関する条例		
条 例 番 号	昭和54年神奈川県条例第1号	法 規 集	第7編第2章
所 管 部 局 室 課	商工労働部産業人材課		
条 例 の 概 要	求職者等に対し、職業に必要な技能及び知識を習得するための職業訓練を行う施設である神奈川県立の高等職業技術校等の設置、管理等に関し必要な事項を定めている。		
検 討	視 点	検 討 内 容	備 考
	必要性 （現在でも必要な条例か。）	高等職業技術校等は、求職者等に対し、職業に必要な技能及びこれに関する知識を習得するための職業訓練を行う施設であり、現在においても設置する必要がある。この条例は、職業能力開発促進法第16条第4項の規定に基づき、高等職業技術校等の設置、管理等に関し必要な事項を定めるものであり、必要な条例である。	
	有効性 （現行の内容で課題が解決できるか。）	高等職業技術校等は、企業や個人のニーズに対応した職業訓練の実施により、求職者を就職に導くとともに、在職者のスキルアップを図り、県民の職業能力の開発及び向上に有効に機能している。	平成20年度訓練実績 ・修了者 676 人 就職率 88.2% (修了9か月後) ・在職者訓練受講者 延べ数 3,605 人
	効率性 （現行の内容で効率的といえるか。）	本条例に規定する授業料等の額は適当であるが、在職者に対する訓練の受講料については、事業の全体経費や民間との役割分担を踏まえた受講料設定を検討する。	在職者訓練受講料 1 コース (2 日間) 1,500 円
	基本方針適合性 （県政の基本的な方針に適合しているか。）	産業・雇用の環境変化に対応した人材育成は、神奈川県構想・実施計画にも位置づけられた施策であり、県政の基本方針に適合しているものである。	
	適法性 （憲法、法令に抵触しないか。）	職業能力開発促進法に適合した設置・管理の内容が規定されており、かつ、地方自治法上の公の施設として必要な事項を定めている条例であることから、憲法、法令に抵触しない内容である。	
	その他		
見 直 し 結 果	改正・廃止の必要はない。	理 由	特 記 事 項
	改正→廃止を検討する。	在職者訓練の受講料について、事業の全体経費や民間との役割分担を踏まえた受講料設定を検討する必要がある。	
次回見直し予定	未定	見直し規定の有無	有 <input type="checkbox"/> 無 <input checked="" type="checkbox"/>